

第12回豊島事業関連施設の撤去等検討会

日時：令和3年9月26日（日）

10：00～12：17

場所：香川県庁北館

4階 404会議室

（事務局のみ参集。その他はウェブ
会議システムにより出席）

出席委員（○印は議事録署名人）

永田座長

○鈴木委員

○高月委員

松島委員

須那委員

I 開会

- （木村環境森林部長から挨拶）

II 議事録署名人の指名

- （座長）お休みのところ、ご出席いただきありがとうございます。それでは、ただ今から第12回になる撤去検討会の議事を進める。

本日の議事録署名人の件であるが、鈴木委員と高月委員にお願いしたいと考えている。よろしく願います。

III 傍聴人の意見

- （座長）それでは、次に恒例である、傍聴人の方からのご意見を頂戴したいと思う。直島町の代表者の方は本日ご欠席のご連絡をいただいております、特段の意見がない旨も伺っているのでご報告させていただく。

それでは、豊島住民代表者の方、よろしく願います。

<豊島住民会議>

- （豊島住民会議）豊島事業関連施設の撤去等対策検討会の先生方には、精力的に取り組んでいただき、心からお礼を申し上げます。

以下、本日の施設撤去等検討会で検討していただきたいことを申し上げる。

1、資料3（1-2）、（2-2）、（3-2）でそれぞれの施設の撤去工事の実施計画の11ないし10ページに、緊急時の体制及び対応があり、緊急時、連絡体制の図が提示されているが、事故等が発生した場合、豊島住民会議には連絡する予定はないのか。今までの豊島廃棄物等処理事業では、事故等発生時には豊島・直島関係者に連絡していたはずだったが、今回の撤去作業では必要がないのか、再検討をお願いしたい。

また、今までホームページで公開されていた豊島廃棄物等処理事業情報は、今後どのような形で情報が公開されるのか、説明していただきたい。

2、資料4（1）別紙2、遮水機能解除工事に伴う土堰堤の構造上の安全性の確認ということで、遮水機能の解除工事後の土堰堤の健全性について検討されているが、遮水壁を引き抜くことにより空間ができるため、土堰堤に影響しないのか。空間を土壌で埋める必要はないのか。安全性について説明してほしい。

3、資料8（1）で、現場作業の新型コロナウイルス感染症の感染に伴う作業状況が報告されているが、高度排水処理施設の解体工事が約2週間停止したが、作業計画に遅れは生じなかったのか。特措法の期限の関係で、撤去等の工事計画に余裕がないと思うので、感染対策とともに、陽性者が出た場合の対応について、注意していただきたい。

毎年、異常気象が発生し、思いもよらぬ新型コロナウイルス感染症によるパンデミックが起これ、大変な状況ではあるが、どうぞよろしく願います。

○（座長）まず1点目の緊急時の対応について、今、ご指摘いただいた内容が事実だとすれば、概要書のほうを中心に見ていたものだから、本体のほうは、少し私自身のチェックが抜け落ちていた。まったくの誤りであって、従来と同じように、豊島住民会議のほうに通知することになると思う。そのとき、また審議する過程の中で、少し議論をしたいと思う。

それから、ホームページの情報公開の話だが、これは、この後すぐに県のほうから答えてもらう。

2つ目のご質問の資料4の土堰堤の安全性の問題については、そのときにまた松島先生、それから県のほうからも見解を聞かせてもらう。

3番目の資料8のコロナの関係だが、これも作業計画がどうだったか、遅れはなかったのかという話があるので、それについては、今ここで答えていただきたい。

あと、今後こうした事態が起こった場合の対応については、後ほど議論することになると思うので、そちらで対応していきたいと思っている。

それでは、その2点について、まずホームページの情報公開の話、県のほうからどうぞ。

○（県）情報表示システムの件について、お答えをする。ご承知のように、高度排水処理

施設が稼働を停止した後については、自動更新されている情報は当然ストップするわけだが、今、情報表示システムのページ自体は継続する予定にしている。

今後の情報表示システムの取扱いをどうしていくかについては、次回のフォローアップ委員会までに詳細なものを作成し、かけたいとは思っているが、今のところ、高度排水の自動更新の情報は止まるということであって、情報表示システム自体を停止するというのは、まだ先になると思う。その後も、今のところは、県のホームページで、何らかの情報を引き継いで提供できるようにしたいと考えている。

- （座長）今の話だと、対応が少し遅れ気味。予想して何がこれから起こっていくのか、対応しなければいけないのかということ想定したうえで、県のほうは対処していかねばいけないわけだが、今の情報開示の方法論の話、次回、フォローアップ委員会で審議してもらうということは、もう既に始まって対応をしていかなければいけない事態を遅れて決めていくような話になるので、少しそれはよく覚えておくように。

事前に想定されるような話は、早めに対処していくというのが原則。方法論をちゃんとお示しするというのが原則なので、これは県のほう、今の説明で十分だと思っはいけない。対応が遅れている。

それから、情報開示の中で、今どういう状況にあるのかというのは、常にお知らせしていく。ここのところで情勢がどんどん変わっていくから、例えば、高度排水処理施設の停止の話だとか、その洗浄、それから撤去に対する準備だとかというようなことをやっているわけで、そういうことをきちんと情報開示の中で載せられるようにしておくように。よろしいか。

- （県）承知した。

- （座長）はい。それでは、2つ目のコロナ対応。

- （県）コロナウイルスの陽性者の発生に伴う対応であるが、既にお知らせしているとおり、8月27日から9月9日までの約2週間、処分地内の作業が停止したわけだが、それに伴って、高度排水の洗浄工程とか、解体工事に対する遅れというのは、今のところ吸収できると考えており、それが後ろの作業工程に遅れが生じるということは、今のところはないものと考えている。

- （座長）そのへんの話も、少し整理した形でお示しするようにしてみてくれないか。事後であっても、事務連絡会とかそういう話をする場所があると思うので。

この委員会でどうという話ではないかもしれない。遅れは吸収できるという記載はどこかで書いておいてもらう、あるいは、フォローアップ委員会で報告するときに、き

ちんとそのへんの状況を説明してもらおうという必要はあるかもしれないが、できるだけ、即時にどういう状況になっているかということ、住民の方にお知らせする必要があるかと思う。その資料を準備して対応しておくように。よろしいか。

- （県）承知した。
- （座長）安岐さん、よろしいか。あとは後ほど審議するということで。
- （豊島住民会議）はい、了解した。
- （座長）それでは、議事のほうに入らせていただく。まず、最初の議題であるが、令和3年度に実施あるいは検討する撤去工事等の概況ということで、第3弾目の資料ということになる。それでは、事務局、どうぞ。

IV 審議・報告事項

1. 令和3年度に実施あるいは検討する撤去工事等の概況（その3）（報告）【資料Ⅱ／1】

- （県）それでは、資料1、令和3年度に実施あるいは検討する撤去工事等の概況（その3）となるが、今年度これまでの撤去工事の状況についてご報告したいと思う。

資料の裏面、2ページのほうには、実施状況を含めた工程を付けさせていただいている。このうち、これまでの検討会で、基本計画書及び実施計画書の審議をいただいた、①の沈砂池等、⑦の上流側の排水路、こちらの施設については、もう工事に着手しているという状況になっている。

前回検討会で基本計画書の審議をいただいた、③-2集水井、④の高度排水処理施設及び関連施設、⑤の簡易地下水処理施設、①-4西井戸並びに⑥-4高度排水処理施設周辺の処分地内道路については、今回、資料3のほうで実施計画書をご審議いただきたいと考えている。

次に、②遮水壁近傍地下水の集水・貯留・送水施設、⑥-2ベルトコンベア、⑥-3専用栈橋の撤去工事並びに⑨遮水機能の解除関連工事については、資料4で基本計画書についてご審議いただきたいと考えている。

なお、このうち②でお示ししている、遮水壁近傍地下水の集水・貯留・送水施設については、一度基本計画書について審議いただいているが、遮水機能の解除関連工事と一括発注とすることから、基本計画書の審議を改めて行おうとしているものである。

第Ⅱ期工事の実施について、各審議が進み、実施工程等が明らかとなる中で、当初予定した工程と一部変更している点があるので、第Ⅱ期工事の撤去手順の見直しについて、資料2でご審議いただきたいと考えている。

また、今回新たにだが、解体撤去物の搬出計画について、資料5でご審議いただきたいと考えている。

○（座長）内容的には、今回の検討会で審議する事項が多く含まれているので、そちらで対応していきたいと思うが、そこで関係してこないのが、2の2. 1の（1）か。もう既に実施計画書を審議いただいて、了承をいただいているものである。この状況について、事務局のほうから少し説明していただけるか。現況を。

○（県）こちらの①-1の沈砂池等については、現状、沈砂池2の撤去が終了してきている状況であり、あと⑦の上流側の排水路については、高い所の撤去ということもあり、今、足場の工事を進捗させているという状況になっている。

○（座長）いかがか。また、関係するところでいろいろご意見、コメント等をいただければと思っている。

それでは、先に進ませさせていただく。2つ目が、撤去手順における改訂である。それでは、事務局のほうから説明を。

2. 豊島廃棄物等処理関連施設の第Ⅱ期工事に関する撤去手順における改訂（審議）

—第Ⅱ期工事の条件整理等の表と第Ⅱ期工事の撤去手順の表の修正—【資料Ⅱ／2】

○（県）それでは、資料2、豊島廃棄物等処理関連施設の第Ⅱ期工事に関する撤去手順における改訂である。第Ⅱ期工事の条件整理等の表と第Ⅱ期工事の撤去手順の表の修正になる。資料をご覧いただければと思う。

第Ⅱ期工事は、添付資料1として、この資料2のほうにお付けしているが、第9回の撤去検討会において審議・了承を得た撤去手順に基づき、実施してきている。先般行われた第12回のフォローアップ委員会において、「遮水機能の解除工事に係るガイドライン及びマニュアルの作成」及び資料2、2. から始まる内容を含む「令和3年度の豊島廃棄物等処理施設撤去等事業の概要：改訂」が審議・了承されたので、これに伴い、第Ⅱ期工事の撤去手順の見直しを行ったものである。

改訂対象となる施設等とその内容だが、2. から始まる（1）から（4）に記載させていただいている。それぞれ、遮水機能の解除関連工事は、工事着手を当初、令和4年度としていたが、施工後約20年を経過した鋼矢板の引抜き等の特殊な条件での試験的要素の強い工事となるためと、どうしても豊島専用栈橋を使い、これらの撤去廃棄物を搬出したいということもあり、令和3年度下期に早期着手、早期というのは、12月からを予定しているが、できるよう修正している。

併せて、遮水機能の解除工事と密接に関係する遮水壁近傍地下水の集水・貯留・排除

施設については、それらの工事を一括して発注するよう修正した。

また、処分地の整地関連工事を、地下水浄化の進展状況から、できる限り後段で整地を行うよう開始時期を修正した。

なお、既に基本計画書や実施計画書の審議を終えている令和3年度に実施する撤去対象施設については、その審議結果や入札結果に基づいた実工程に修正している。

以上のようなことから、第Ⅱ期工事に関する撤去手順の「第Ⅱ期工事の条件整理表等」の表と「第Ⅱ期工事の撤去手順」の表を別紙1、2のように修正する。

別紙1をご覧くださいと思う。条件整理表の中で、赤字で修正部分を記載しているが、まず、遮水壁近傍地下水の集水・貯留・送水施設は遮水壁の撤去の関連性があることから、遮水機能の解除関連工事と併せて行う。

それから、一番下にある⑨と⑩になるが、まず遮水機能の解除関連は、施工後約20年を経過した鋼矢板の引抜き等の特殊な条件での試験的要素の強い工事となることから、排水基準達成後に早期着手すると。それから、⑩番の処分地の整地関連であるが、こちらについては、地下水浄化の進展状況から、できる限り後段で対応する。あと、右側に移っていただければと思うが、まず、遮水機能の解除関連であると、工事等の審議を行い、ガイドライン及びマニュアルを策定した。それと、排水基準達成後、早期に着手し、廃材の搬出に栈橋を利用する。

それから、処分地の整地関連だと、令和4年度下半期に実施するものとして仮置きするという形で、続いて別紙2のほうになるが、こちらが撤去手順になる。

こちらの改訂の中では、薄い黄色、少し見づらくて申し訳ないが、お示しているところが変更した点となる。上側の①と③-2、それから⑦については、実際の工事の状況が明らかになってきたので、それに伴って時期を修正するとともに、大きくは、やはり⑨の遮水機能関連工事については、当初は令和4年度に撤去予定であったが、令和3年度中、かつ、着手については、実線となっている12月からの着手というふうに変更している。

また、最後の処分地の整地関連工事については、4年度の下半期、できる限り遅くして、着手していきたいと思っている。

- （座長）最後にまとめてまたご意見を頂戴するし、関連のところは後ほど審議することになるかと思うので、よろしければ先へ進ませていただく。

それでは、議題の3番目、令和3年度に実施する撤去工事等に関する手続き状況と実施計画書（案）の作成、その2ということで、1つ目はもう既に先ほども議題になった、先ほどの資料の（1）の部分だが、それから、2つ目の計画ということになる。どうぞ、説明をお願いします。

3. 令和3年度に実施する撤去工事等に関する手続き状況と実施計画書(案)の作成(その2)(審議)【資料Ⅱ/3】

○(県) それでは資料3、令和3年度に実施する撤去工事等に関する手続き状況と実施計画書(案)の作成である。今回ご審議いただく実施計画書としては、標題記載のとおり、1つ目は③-2の集水井、2つ目が④の高度排水処理施設及び関連施設並びに⑤の簡易地下水施設、それと、3つ目として、①-4の西井戸並びに⑥-4の高度排水処理施設周辺の処分地内道路となっている。

それぞれ、基本計画書を第11回撤去検討会で審議・承認いただき、入札を実施し、受注者を決定した。表1に各工事の手続き状況等という形でお示ししている。実施計画書(案)を審議いただき、承認後、撤去工事に着手していく予定としている。

【3から3(3)は一括して議論】

(1) ③-2 その他地下水の集水・貯留・送水施設(集水井)の撤去工事【資料Ⅱ/3(1)】

○(県) 続いて、資料3の(1-1)をご覧くださいければと思う。③-2、集水井の撤去工事に関する実施計画書の概要となっている。撤去対象物としては、表1に記載のとおり、集水井を構成するライナープレート、保孔管、基礎コンクリートとなっている。

工程としては、表2にスケジュールをお付けしているとおおり、10月から順に施工し、まず集水ボーリング、これは横孔の撤去という形になるが、これを行った後、基礎コンクリート、ライナープレートと順に撤去していき、来年3月末までに完了させる予定と考えている。

施工方法にあたっては、記載の基本方針及び基本計画等に従い、施工を行う。集水井内に足場を設置し、横ボーリングにより横孔保孔管を引抜き、底部から順にライナープレートを外して、埋め戻しを行う作業を繰り返し、撤去を行う。

作業中に湧水が多い場合は、必要に応じて土砂層に設置された横孔管を撤去後、集水井を鋼矢板で囲み、集水井周囲の土砂層から流入してくる湧水の低減対策を行う。この鋼矢板は、集水井撤去の整地の際に引抜き撤去をする。

発生するコンクリート塊や金属類等は、既存の解体・分別マニュアルに従い分別保管し、この後、審議を予定しているが、「第Ⅱ期工事等における施設の解体撤去物等の海上輸送マニュアル」に基づいて、豊島専用棧橋から島外搬出し、産業廃棄物処理業者に委託し、有効利用する。

2ページ、搬出量が少量の場合には、既存のマニュアルを使い、トラックにより家浦港からフェリーにて島外搬出を行うこともある。

作業従事者の健康と安全の確保については、記載のガイドライン、マニュアル等の規定に従い、作業従事者及び周辺住民の健康と安全の確保を行う。

具体的には、安全管理体制を確立するために安全衛生責任者を選任し、安全教育や危険予知活動の実施や、新規入場者の教育も行うとともに、アルコール消毒やマスクの着用等、新型コロナウイルス感染症対策も行う。特に集水井内の工事にあたっては、第1

1 回検討会の中で基本計画書を審議いただいた中で、別紙に付けてあったが、「集水井の撤去工事における作業環境の管理及び保全対策」に従い、酸素、可燃性ガス及び有毒ガスの警報器を携帯する。それから、作業開始前及び作業中、常時監視を行い、換気ファンにて作業中常時換気を行うこととしている。

環境保全対策については、記載のガイドライン及びマニュアルに従い、重機等については、排ガス対策型で低騒音型・低振動型の重機を使用する。

解体・分別の方法については、記載のガイドライン、マニュアル等の解体・分別に関する規定に従い実施し、建設リサイクル法に従い、表 3 の対象ごとに秤量し、記録を残すとともに、再資源化施設等で再生利用を図る。

環境負荷の計測については、記載の基本計画の環境負荷の計測に関する規定に従い実施し、表 4 の項目・数値を解体撤去の作業別に分けて集計する。

この実施計画書の本体を、資料 3（1-2）にお付けしている。

【3から3（3）は一括して議論】

（2）④高度排水処理施設及び関連施設並びに⑤簡易地下水処理施設の撤去工事【資料Ⅱ／3（2）】

○（県）続いて、資料 3（2-1）になる。こちらが、④高度排水処理施設及び関連施設並びに⑤簡易地下水処理施設の撤去工事に関する実施計画書（案）の概要である。

撤去対象物は、表 1 のとおり、高度排水処理施設を構成する躯体、外壁下地調整材、これには事前調査で石綿が含有されていることが判明している。それから、各処理水槽、各設備となっており、簡易地下水処理施設としては、加圧浮上等の 3 つの装置となっている。

工程としては、表 2 のとおり、10 月から順に施工していくこととなり、アスベスト除去工と内装材等解体工を同時並行で行った後、躯体等の解体工を実施、コンクリート塊等の保管・搬出を順次行っていき、来年 3 月末までに完了させる予定となっている。

2 ページに進み、施工にあたっては、記載の、基本方針及び基本計画等に従い、施工を行う。

先ほども申し上げたが、事前調査の結果、外壁の下地調整材に石綿が含まれていることが判明したため、足場設置後、第Ⅱ期工事等における設備等の解体・分別マニュアルや大気汚染防止法等に基づき、作業場の周囲をシートで養生した上、集塵機付きディスクグラインダーで外壁の仕上げ塗材ごと削り取り、耐水性のプラスチック袋等で二重に梱包して適切に保管し、海上輸送マニュアルに従って搬出の上、適切に処分する。こちらは、図 2 になるが、大まかな概要を記載させていただいている。

アスベストの除去と並行し、建屋内部の設備、こちらについては、各設備あるわけだが、原水調整設備や凝集沈殿処理設備、それから情報表示システム等や簡易地下水処理施設、加圧浮上装置等の 3 つの施設になるが、こちらの撤去を進め、解体・分別マニュアルに従って適切に分別し、積込施設前の仮置きヤードのほうへ搬出する。

なお、フロン類を含む空調装置や水銀を含む照明器具、こちらは蛍光灯が該当するものがあるが、こちらは、破損しないよう手作業で取り外すこととしている。

内装材等を撤去した後、ニブラ仕様のバックホウで、散水しながら建屋を上部より解体し、粗倒しされたコンクリート塊等を小割にし、廃材を品目別に選別し、積込施設前の仮置きヤードへ搬出し、その後、基礎を破砕し、同様に搬出する。

発生するコンクリート塊や金属類は、既存の解体・分別マニュアルに従って分別保管し、海上輸送マニュアルに基づき、豊島専用栈橋から島外搬出し、産業廃棄物処理業者に委託し有効利用する。

また、空調装置で使用のフロン類についても、適切に回収し、処分する。

先ほどの（１－１）と同様だが、作業従事者の健康と安全の確保については、記載のガイドライン、マニュアル等の規定に従うとともに、石綿含有産業廃棄物の解体・処分に当たっては、労働安全衛生法、その他石綿に関する諸法令等に留意し、作業従事者及び周辺住民の健康と安全の確保を行う。

具体的には、安全管理体制を確立するために安全衛生責任者を選任し、安全教育や危険予知活動を実施するとともに、新規入場者の教育も行い、アルコール消毒やマスクの着用等、新型コロナウイルス感染症対策も行う。

環境保全対策については、記載のガイドライン及びマニュアルに従い、重機等は排ガス対策型で低騒音型・低振動型のものを使用する。

また、石綿含有産業廃棄物の除去工事にあたっては、作業場の周囲をシート養生し、飛散防止措置を行う。

解体・分別も同様に、記載のガイドライン、マニュアル等の解体・分別に関する規定に従い実施し、建設リサイクル法に従い、表３の対象ごとに秤量し、記録を残すとともに、再資源化施設等で再生利用を図る。

除去した石綿含有産業廃棄物は、耐水性のプラスチック袋等で二重に梱包し、他の解体撤去物等と混合しないよう適切に分別保管のうえ、海上輸送マニュアルに従って搬出する。

環境負荷の計測については、記載の基本計画の環境負荷の計測に関する規定に従い実施し、表４の項目・数値等を解体撤去の作業別に分けて集計する。（２－２）で実施計画書（案）の本体を付けさせていただいている。

【3から3（3）は一括して議論】

（3）①－4 処分地内の雨水の集水・貯留・排除施設（西井戸）並びに⑥－4 その他施設（高度排水処理施設周辺の処分地内道路）の撤去工事【資料Ⅱ／3（3）】

- （県）続いて、資料３の（３－１）のほうに移るが、①－4 西井戸並びに⑥－4、その他施設として高度排水処理施設周辺の処分地内道路、こちらの撤去工事に関する実施計画書（案）の概要となる。

まずこの2つの撤去工事の撤去対象物は、表1にお示ししているとおり、西井戸を構成するヒューム管、トレンチ砕石、処分地内道路としてコンクリート擁壁及び水路、アスファルト舗装という形になる。

工程としては、表2にお示ししているとおり、10月から処分地内道路、西井戸の順に施工しており、来年3月末までに完了させる予定としている。

施工方法だが、施工にあたっては、記載の基本方針及び基本計画等に従い施工を行う。

近接して実施する高度排水処理施設等の撤去工事との工程調整を行いながら、西井戸、その周辺に設置しているトレンチ砕石、それから、高度排水処理施設周辺部のコンクリート構造物及びアスファルト舗装を撤去する。

発生するコンクリート塊や金属類等は、既存の解体・分別マニュアルに従い分別保管し、第Ⅱ期工事等における施設の解体撤去物等の海上輸送マニュアルに基づき、豊島専用栈橋から島外搬出し、産業廃棄物処理業者に委託し、有効利用する。

なお、アスファルト舗装下に設置している路盤材については、処分地までの町道の路盤補修材や、豊島内の一般廃棄物最終処分場の工事用道路の路盤材として有効利用する予定としている。

作業従事者の健康と安全の確保については、記載のガイドライン、マニュアルの規定に従い、作業従事者及び周辺住民の健康と安全の確保を行う。

具体的には、安全管理体制を確立するために安全衛生責任者を選任し、安全教育や危険予知活動の実施や、新規入場者の教育、それから、アルコール消毒やマスクの着用等、新型コロナウイルス感染症対策も行う。

環境保全対策については、記載のガイドライン及びマニュアルに従い、重機等については排ガス対策型で低騒音型・低振動型のものを使用する。

解体・分別の方法については、記載のガイドライン、マニュアル等の解体・分別に関する規定に従い実施し、建設リサイクル法に従い、表3の対象ごとに秤量し、記録を残すとともに、再資源化施設等で再生利用を図る。

なお、砕石については、汚染状態を確認するため、搬出前に溶出量試験及び含有量試験を行う。

環境負荷の計測については、記載の基本計画の環境負荷の計測に関する規定に従い実施し、表4の項目・数値等を解体撤去の作業別に分けて集計する。

これも同様に(3-2)のほうで、実施計画書(案)の本体を付けさせていただいている。

【3から3(3)は一括して議論】

- (座長)では、冒頭で安岐さんのほうから指摘のあった件について見ていくが、これは本体の実施計画書の案のほうで、11ページか、それぞれに緊急時の体制及び対応という図が出てくる。

まず、この図だが、私たちに送られてきた紙ベースの資料を見ていくと、この今、薄いハッチングを掛けてあるところが印刷したことによって黒くなって、まさによく見せたくないところを塗りつぶした資料のように見えてしまう。ほとんど字が読めない。まず、その資料の作り方、県のほうはよく注意するように。

それから、まず、そこから片付けていくが、緊急時の対応は、県のほうはどう考えているのか。

- （県）こちらの実施計画については、主に事業者の行動を連絡組織している表になっており、第一報が県のほうに入ってくるように。
- （座長）住民とか、委員とかに知らせる方法論は。
- （県）それはもう、これまでどおり。
- （座長）これまでどおりというのは、どこに書いてあるのか。
- （県）こちらの実施計画のほうには記載していない。
- （座長）それは別に、マニュアルとかそういうのに記載されているということか。
- （県）事故報告のマニュアルをこれまでも運用しているので、それに従い、例えば、直島町であるとか、住民会議。それから土庄町。
- （座長）前からやっていた。
- （県）その報告に従って、これまでもやっていたし、今後もやっていく。
- （座長）分かった。まず、これ、緊急時の対応と書いてあって、タイトルだけしか入っていないのだが、何も文章を書いていないもので、そこにちゃんと文章も入れてみるように。その時に、今、話があったような内容を含めて文章化しておけば、誤解がない。そういうふうには訂正をお願いします。
それから、もう1つは、概要の作り方の説明いただいた資料のほう。こちらの概要の作り方だが、タイトルがこれに合わせて作られてなくて、本体と省略した形でタイトルが載っている。だから、緊急時の体制及び対応というのが、この概要のところにはない。これはよくない。やはり、概要版を作るのだったら、タイトルは全部ここには記載されているような状態を作ってくれないか。よろしいか。事務局。

- （県）承知した。

- （座長）今回の資料から修正する。
内容的には、安全対策、特に地下作業の部分、それからアスベスト等について、重要な点があるので、少し須那先生からコメントをいただければありがたいのだが。須那先生、よろしいか。

- （委員）建築物のアスベスト除去に際しては、政府のほうからマニュアルが、厚生労働省は作業される方、環境省は近隣の汚染防止という観点からのマニュアルが出ているので、それを参考にしてやっていただけるはずだと思っているので、そこに注意して県のほうも指導いただいたらと思う。

- （座長）ほかにいかがか。高月先生、どうぞ。

- （委員）先ほどのアスベストの件だが、この資料で言うと、3の（2-1）になるか。よろしいか。なぜ、ここにアスベストが出てきたかということの、もう少し具体的な説明がお願いできたらと思うのだが。外壁の下地調整材にこのアスベストが使われているということだが、具体的にはどんなもので、どれぐらい含まれているものなのかというのが少し分からないのだが。
今、須那先生がおっしゃったような、環境省あたりのアスベストの処理マニュアルなんかによると、重量比で0.1%以上のものが該当してくるということになるが、そういう状況だったのか。そのへんを少し分かる範囲で教えていただければと思う。

- （県）記載しているとおりの下地調整として塗った材料の中の一部にアスベストが入っていたということが、この撤去の前の事前調査で、その不明な所をつぶしていくためにやった調査の中で分かったということが正直なところで、量的には微々たるものだと思うのだが、そこも、削り取ることによって飛散してはいけないので、それ用の対策をしたうえで撤去に進んでいきたいと思っている。

- （委員）はい。だから、いわゆる特別管理産業廃棄物、特管物には相当しないが、アスベストを含む産業廃棄物としての対応ということになってくる。

- （県）そうである。

- （委員）かなり用心して二重のプラスチックの袋に入れたり、あるいは、管理体制もそ

れなりに対応しておられるということで、重量比等は0.1%以上になるような状況ではないということで、理解していいのか。

- （県） そのように考えている。
- （委員） もう少しそのへんの下地材というのがどういうものかというのをもう少し分かりやすく説明していただいたらありがたいと思う。
- （座長） 分かった。少し今すぐには答えられそうもないようなので、調査のうえで、記載内容を修正させていただく。
- （委員） はい。よろしく願います。
- （県） 承知した。
- （座長） それから、今、どういうふうに、これが分かったのかという経緯も少し整理して記載しておく必要があるかなと思っているが、設計当初だけでは分からなかったのか。
- （県） 分からなかった。だから、もしかしたら設計当初の際には。
- （座長） ああ、そういうレベルか。疑いがあるということは、設計当初から分かって、それを実際に採取したうえで調査したという理解か。
- （県） そういう形になる。
- （座長） 分かった。それは重要な話なので、それもここに記載させていただくようにする。よろしいか。
- （委員） はい。
- （県） 承知した。
- （座長） それと、住民会議の安岐さん。緊急時の対応だが、少し今すぐにその資料が出てこないのだが、私の記憶でも、県が受け止めた後、ちゃんと通報する体制をつくってやっていくということになっていたと思うし、そのマニュアル自体は、今回もまだ活用

しているという状況だと思うので。

○（豊島住民会議）はい。従来どおりと考えていいのか。

○（座長）そういうこと。従来どおり。

○（豊島住民会議）分かった。

○（座長）そのへんのところを、緊急時の体制及び対応といったところに、これは事業者が県に対してどういう対応をしていかなければいけないかということを書かれたものだが、注記のようなニュアンスで、今のような状況は記載させるようにするので。よろしいか。

できるだけ、これまでの資料もあるが、見た方が分かりやすいように資料は整理していくというのが前提だろうと思っているので、そのように対処する。

それからもう1つ、先ほどの高度排水処理施設のところで、撤去の対象物に情報表示システム等というのが出てくるのだが、この情報表示システム等という話と、先ほど事務局のほうから説明があった話は、どういう関係になっているのか、少し説明してもらえないか。この情報表示システムが、高度排水処理施設の中にある機器が撤去されると、全体の情報表示システムに影響を与えることになるのかどうか。

○（県）高度排水の機器が撤去されると、先ほど説明させていただいたように、自動更新の数値が変わらなくなるということで、豊島情報の枠というか、表示している情報は変わらないのだが、そういう自動更新しているところが変わらなくなるということである。

○（座長）分かった。では、その旨、断っておけば問題はないということか。表示システムの中で。

○（県）はい。そうさせていただく。

○（座長）分かった。では、そのように対処をお願いします。

○（委員）資料3の（3-1）、2ページの一番後段である。碎石について汚染状況を確認するため、搬出前に土壌汚染対策法に基づき、900m³ごとに溶出量試験をやる書いてあるが、これには、判明するまでに時間差がある。そうすると、それまでに集積場に積み置きということになるから、他の解体した資材と、やはり分別しておかなければ

ならないと思うが、そのへんはいかがか。

- （県）そこはほかの撤去廃棄物と混ざらないような形で分けて保管していきたいと考えている。
- （委員）それで結構なのだが、かなりの量になると思うので、そのへんを注意していただきたいと思う。
- （県）承知した。
- （座長）それでは、次に行かせていただく。次が4番目の3年度に実施する撤去工事等の基本計画書の作成で、これはその3になる。

4. 令和3年度に実施する撤去工事等に関する基本計画書（案）の作成（その3）（審議）【資料Ⅱ／4】

- （県）資料4「令和3年度に実施する撤去工事等に関する基本計画書の概要、その3になる。今回ご審議いただく基本計画書としては、標題記載のと通りの、1つ目が⑨遮水機能の解除関連工事並びに②の遮水壁近傍地下水の集水・貯留・送水施設の撤去工事、それから2つ目として、⑥-2ベルトコンベアの撤去工事、3つ目として⑥-3豊島専用栈橋、こちらの撤去工事となる。

資料2でご審議いただいた、第Ⅱ期工事に関する撤去手順の改訂の中で、令和3年度の下期には、先ほど申し上げた⑨遮水機能の解除関連工事並びに②の遮水壁近傍地下水の集水・貯留・送水施設の撤去工事、⑥-2ベルトコンベア、⑥-3豊島専用栈橋の各撤去工事を予定している。

遮水機能の解除関連工事並びに遮水壁近傍地下水の集水・貯留・送水施設をこの時期に実施するのは、この工事により撤去物等が大量に発生し、これを船舶により搬出する点と、施工後約20年を経過した鋼矢板の引抜き等の特殊な条件での試験的要素の強い工事であることによるものである。

また、⑥-2ベルトコンベアの撤去工事をこの時期に実施するのは、豊島専用栈橋の撤去工事を令和4年4月から着手するためという形になっている。

表1に今回の対象となる撤去施設と工事形態をお示ししている。

2ページ。今回の撤去対象施設は図1に色付けでお示ししているが、北のほうから遮水壁であるとか、南のほうになると豊島の専用栈橋という形となっている。

撤去対象施設は図1のとおりで、また、撤去対象物と数量を、設計書等から見積もられる概算であるが、表2のとおりとまとめさせていただいている。トレンチドレーン3, 200トンや、遮水壁にいくと、鋼矢板や新設鋼矢板概算が1, 160トン、栈橋等、

各パーツがあるが、合わせればおおよそ2,000トンという形での結構な量の撤去となる。

3ページに進み、工期及び手続については、表3にお示しするとおり、基本計画書の審議・了承後に発注仕様書を作成し、入札を行う。撤去工事の実施に当たっては、記載している基本方針及び関連ガイドライン、マニュアル等に準拠する。

今後、基本計画書（案）について、本検討会で審議・了承のうえ、発注手続きを開始するとともに、受注業者決定後に撤去検討会にて実施計画書を審議いただき、撤去工事に着手していきたいと考えている。

以降、それぞれ工事ごとに基本計画書の概要についてご説明する。

【4から4（3）は一括して議論】

(1) ⑨遮水機能の解除関連工事並びに②遮水壁近傍地下水の集水・貯留・送水施設の撤去工事【資料Ⅱ/4（1）】

○（県）まず、資料4（1）であるが、こちらが⑨遮水機能の解除関連工事並びに②遮水壁近傍地下水の集水・貯留・送水施設の撤去工事に関する基本計画書（案）となっている。

対象となる施設については、表1に記載しているとおおり、トレンチドレーン、北揚水井、それと遮水壁そのものというふうになっている。

工事の内容としては、遮水機能の解除関連工事並びに遮水壁近傍地下水の集水・貯留・送水施設の撤去工事については、2ページの図2にイメージを付けているが、「遮水機能の解除に係るガイドライン」「遮水機能の解除工事マニュアル」に基づき実施する。

なお、トレンチドレーン砕石約3,200トンについては、別紙1に第11回撤去検討会の資料5の別紙を再掲しているが、がれき類の破碎処分の許可を有する産業廃棄物処理業者に委託して処分し、路盤材として再利用する。

表2に撤去工事の撤去対象物と数量として、トレンチドレーン砕石が、先ほども申し上げたが3,200トン、北揚水井がコンクリートの塊として約40トン、遮水壁鋼矢板と新設鋼矢板1,160トン等となっている。

また、図2にお示したように、本工事で北海岸土堰堤の処分地側の一部、図2の左側の絵のほうで、緑色で塗っているところがあるが、こちらを一部掘削することから、土堰堤の構造上の安定性について確認を行い、その結果、特段の問題がないことを確認した。

確認結果の詳細を別紙2にお示している。遮水機能の解除工事に伴う土堰堤の構造上の安定性の確認であるが、掘削断面の設定とし、掘削底面幅については、バックホウ等によるその後の掘削及び鋼矢板の引抜き作業が安全に行えるよう、幅2m確保することとし、法面勾配については、切土に対する標準法面勾配を「道路土工のり面工・斜面安定工指針」に基づき、そちらは表1にお示ししているが、安全側に立って1:1.

0とすることで、施工に伴う安定性を確保した。

そしてその次、北海岸土堰堤への影響の確認であるが、本工事による北海岸土堰堤への影響の確認として、すべり破壊に対する安定性の確認を行った。掘削後の断面における円弧すべりとの関係を2ページ図2にお示している。

これらの確認の結果、掘削後の断面は計算された円弧すべり線、紫色でお示しているが、これから1m程度は離れていることから、本工事により北海岸土堰堤の山側、先ほど緑色で着色している部分だが、こちらを掘削しても海側への影響はないものと判断できる結果となっている。

資料4(1)の3ページに戻り、工期と手続だが、工期は今年11月から来年3月までとし、本検討会にて基本計画書の審議・了承後に発注仕様書を作成し、入札を実施する。

工事に当たっては、「今後の豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関する基本方針」「遮水機能の解除に係るガイドライン」「遮水機能の解除工事マニュアル」のほか、関連ガイドライン、マニュアルに準拠し、今後の予定としては、本検討会で基本計画書の了承を得て発注手続きを開始し、工事で生じる廃棄物の運搬等を含め、具体的な内容は、受注業者決定後に検討会にて実施計画書を審議する予定としている。

【4から4(3)は一括して議論】

(2) ⑥-2 その他施設(ベルトコンベア)の撤去工事【資料Ⅱ/4(2)】

○(県) 続いて、資料4の(2)である。次は、⑥-2 その他施設として、ベルトコンベアの撤去工事に関する基本計画書である。

対象となる施設は、表1のとおりベルトコンベアとなっている。

工事の内容として、当該施設の撤去は陸上及び栈橋上から行い、解体した鋼材等は分別・集積したうえで、搬出・再生利用等を行う。

解体の時期としては、遮水壁近傍及び承水路下のトレンチドレーン碎石の搬出後に解体・撤去する。

本施設の解体期間中は専用栈橋の利用ができないため、トレンチドレーン碎石の搬出や施設の解体撤去物等の搬出時に専用栈橋を利用する高度排水処理施設の撤去工事等と調整を行ったうえで、ベルトコンベアの撤去を実施していきたいと考えている。

表2に撤去工事の撤去対象物と数量として、ベルトコンベア、コンベアベルトで概算50トンと考えている。

裏面、2ページに進み、工期及び手続になるが、工期は今年12月から来年3月とし、本検討会にて基本計画書の審議・了承後に発注仕様書を作成し、入札を実施する。

工事に当たっては、「今後の豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関する基本方針」のほか、関連ガイドライン、マニュアルに準拠し、今後の予定としては、本検討会で基本計画書の了承を得て発注手続きを開始し、工事で生じる廃棄物の運搬等を含め、具体

的な内容は受注業者決定後に検討会にて実施計画書(案)を審議していただく予定としている。

【4から4(3)は一括して議論】

(3) ⑥-3 その他施設(豊島専用栈橋)の撤去工事【資料Ⅱ/4(3)】

○(県) 続いて、資料4の(3)、⑥-3 豊島専用栈橋の撤去工事に関する基本計画書となっている。

対象となる施設としては、表1に記載しているとおり豊島専用栈橋であり、この工事の着手自体は、令和4年4月以降に着手する。

工事の内容だが、栈橋周辺に二重に汚濁防止膜を設置し、濁水対策を行ったうえで工事を行う。作業船にて照明灯等の付属設備、床版コンクリート、上部鋼材を順に撤去する。ドルフィンのコンクリート部分は、作業船にて吊り込み可能な大きさに切断した後撤去する。

残った下部の鋼管杭については、作業船にて引抜きを行う。なお、鋼管杭が引抜けられない場合は、ケーシング掘削等の掘削補助工法を行って引抜いていくようにする。

施設撤去廃棄物については、運搬船にて最寄りの港へ輸送し、払出し・処理委託先に引き渡し、再生利用等を行う。

工事期間中は、「第Ⅱ期工事等における施設の撤去等に係る環境計測マニュアル」に基づき、県にて海域の水質の計測を行う。

そこから図1に専用栈橋の位置であるとか、あと、2ページ、配置図、栈橋上部の構造図、ドルフィン構造図、それから、3ページに栈橋上部、連絡橋部の構造図をお示している。

3ページ表2に、この撤去工事の撤去対象物と数量として、栈橋上部、金属類等、床版コンクリート、ドルフィン部分のコンクリート、それから鋼管杭、こちらが概算で約2,000トン余り撤去されると考えている。

4ページに進み、工期及び手続だが、工期としては来年2月から10月と考えており、本検討会にて基本計画書の審議・了承後に発注仕様書を作成し、入札を実施する。

工事に当たっては、先ほど来、申しているが、「撤去等に関する基本方針」のほか、関連ガイドライン、マニュアルに準拠し、今後の予定としては、本検討会で基本計画書の了承を得て発注手続きを開始し、工事で生じる廃棄物の運搬等を含め、具体的な内容は、受注業者決定後に検討会にて実施計画書を審議していただくという予定としている。

【4から4(3)は一括して議論】

○(座長) それでは、各資料についてご意見を頂戴するが、委員の方で関連した資料があるので、まず、その部分について、委員からコメントをいただきたいと思う。

まず、遮水機能の解除関連があるので、松島先生のほうから。4の(1)の資料か。

- (副座長) 1つ、前回の質問事項で、掘削が堰堤の安定性に問題がないのかという意見に対して、全体すべりということで、円弧すべりで計算して、その範囲よりも内側で掘削するというふうにするということによって、安定性を図った。実際に、この堰堤が損傷を受けるといって、どちらかといくと表面破壊なので、かなり安全側の評価をしても、掘削には影響しないと考えている。

続けて、先ほど、豊島住民の言われた質問に対してお答えしてもよいか。

- (座長) 願います。

- (副座長) まず1つは、引抜いたときにどうなるかと考えると、深い所は土被りが非常に大きいものだから、すぐにその側土圧、側圧によって、3~4mから下はすぐに締まってしまうと思う。浅いところは、クリープの影響によって、時間がかかるが、だんだん締まると。

ただ、浅い、20~30cmとか、50cmぐらいは、なかなか締まらないのだが、それも時間の問題だと思うが、いろいろあがると思うので、浅い所に関しては、私は現場に初めのうち1回か2回は行くと思うので、そのときに確認させていただきたいと思う。そんなところである。

- (座長) はい、分かった。

それから、栈橋の撤去の話があるので、鈴木先生、コメントをお願いできればと思う。

- (委員) 専用栈橋の撤去は、簡単に言うと、設置した逆順でやっていくということになるが、直島で鋼管杭が通常、引抜けた。これはパイプロを使ってチャック方式で引抜いたわけだが、中にはチャック切れを起こしたのだが、その所に掛け直して引抜けたということである。

直島で無事に引抜けたということなので、土質的にはあまり変わらないので、豊島でも通常の引抜き方で抜けるのではないかということだが、もし引抜けない場合は、ケーシングの補助工法で引抜くということでアドバイスしている。大まかなところは以上である。

それから、図の2ページ、3ページにかけての栈橋のところの数値が全然読めないもので、これは、ちゃんとした報告書にするときには、数値を読みやすいようにしておいていただきたい。なお、詳細については、実施計画書でまた見たいと思う。

- (座長) 少し今のお話で、直島で経験した話というのはかなり有効だというふうに、鈴

木先生のお話からうかがえるのだが、少しその件をここにちゃんと記載しておいたほうがよいかと思うので、直島のときの実施計画書を参考にし、あるいは、直島で行った後、報告書にはまとめられているかと思うので、その報告書の中身を参考にしてもらおうというようなことも、少し記載の中に盛り込ませていただければと思うが、よろしいか。

それから、もう1つ、気になっているのは運搬の話だが、ここで出ている量がかなりの量が出てきているので、基本的には豊島内での島内の道路を活用して搬出になっているわけで、搬出計画というのを改めて、これについては、きちんと考えていったほうがいいのかなど思っている。

最後のページのところに、「解体撤去物の運搬を含め」と書いているが、実施計画書とは別に、運搬の実施計画書になるのか、この解体だけではなくて、運搬の実施計画書もきちんと作成していただいて、それを皆さんに見ていただくというような形にさせていただければと思っている。

- (委員) よろしいか。今の永田委員長の発言の中で、大部分が島内運搬と言われたのは、少し言い過ぎかと。大部分は島外運搬、船舶での輸送なので。
- (座長) そうか。専用栈橋は、船舶で輸送できるか。
- (委員) 抜いた後は、船舶で輸送である。
- (座長) そうか。かなりの部分が船舶輸送に。そうしたら、そのへんのところが分かるものは、ここに書いておいていただいたほうがよさそうだが、例えば3ページ目の。あ、そうか、このへんの抜いたものはほとんど船舶輸送できるか。
- (委員) 1ページの中ほどに、「運搬船にて最寄りの港に輸送し」と。1ページ。
- (座長) なるほど。分かった。基本的には、この3ページ目の⑥-3で、表2の中で概算重量というのが出てくる。
- (委員) はい。
- (座長) このほとんどが、今の「運搬船にて」という対応が可能というふうに判断してよろしいか。
- (委員) はい、結構である。

○（座長）それでは、これは運搬計画といっても、今の運搬船の話と、それから、あるいは若干のものは、島内道路を活用する可能性もあるかもしれないということぐらいなのかもしれない。

遮水壁の解除後の話だが、この資料4（1）の最後のページ、安定性の確認の最後のページに断面図が出てくるのだが、これは、どこの断面もだいたいこのような形状だと理解しておいてよかったのか。土堰堤の形状自体は、三百何m、ほとんど同じ形状と。事務局のほうから、少し答えていただけるか。

○（県）一番、主な代表的なところ処をこの図2でお示ししているが、堰長340mにわたってほぼこの形状で施工しているので、このとおりかと思っている。

○（座長）代表的な所というよりも、この一番幅が狭いところが問題になってくるかと。この1mが問題にされるのかなと思っているので、その部分はどうなっているのか。松島先生、何かコメントはあるか。

○（県）この図2で言うと、一番上の幅。

○（座長）1m。はい。

○（県）こちらは、全ての箇所で見られる幅だと考えている。

○（座長）最低が1mということで考えておけばよいか。

○（県）そうである。

○（座長）少しそういうふうに表現したほうがよさそうである。

あとよろしいだろうか。それでは、少し先へ進ませていただく。次は、議題の5番目で、施設の解体撤去物の数量の推定とそれから搬出への対応ということで、どうぞ。

5. 令和3年度中に発生する施設の解体撤去物等の数量の推定とその搬出への対応（審議）【資料Ⅱ／5】

○（県）資料5は、令和3年度中に発生する施設の解体撤去等の数量の推定と、その搬出の対応になる。

第Ⅱ期工事における施設の解体撤去物の搬出時には、できる限り専用栈橋を利用することとしており、令和3年度中の搬出には主として専用栈橋を活用した海上輸送を行うことになることから、解体撤去物等の発生量を推定するとともに、搬出への対応を

示すものである。

具体的には、先ほど来、ご説明を差し上げているが、①から⑨の工事を予定しており、解体撤去物の数量と主な内容物を推定した結果、コンクリート塊や砕石、金属を中心に1.5万トンの解体撤去物が発生する。

なお、先ほど高月先生からもご指摘をいただいたように、高度排水処理施設外壁の下部調整材として石綿が使用されていることから、こちらも適切に処理業者に委託して処分したいと考えている。

2ページ。表1は具体的な数量、それから内容等であり、主なものとしては、②-1のトレンチドレーン砕石が3,200トン、④の高度排水処理施設のコンクリート塊、金属類が6,200トン、⑥-4の処分地内道路のコンクリート塊等が約1,600トン、⑨の遮水壁の鋼矢板が1,160トン等となっている。

また、解体撤去物等の集積・保管・搬出に当たっては、(1)分別集積・保管については、①表記のガイドラインに従って分別して、種別ごとに集積・保管。②石綿を含む廃棄物については、解体・分別マニュアルに従って分別保管し、飛散しないよう対応。③コンクリート塊については、有筋・無筋に分類、集積。金属類については、鋼矢板、その他に分類、集積。可燃物中の廃プラスチック類は、分けて保管することになっている。

3ページ、(2)施設の解体撤去物等の搬出については、①可能な限り豊島専用栈橋を活用して搬出。②可能な限り混載を避け、種別ごとに搬出。③トレンチドレーン砕石の搬出後にベルトコンベアの撤去を行い、撤去期間中、専用栈橋は利用できない。④石綿については、混合しないように区分して積み込み、運搬。搬出量が少量であって調整がつかない場合等には、トラックにより家浦港からフェリーにて搬出。⑤廃プラスチック類も同様に、トラックにより家浦港からフェリーにて島外搬出することがある。その場合にもマニュアルに従って対応する。⑥船舶による1回あたりの搬出数量は、原則として砕石は1隻あたり700トン、コンクリート塊・金属類等は500トンを上限とする。

また、搬出時期の予定については、表2に示したとおりである。表2は別紙で付けさせていただいているA4の用紙になる。搬出時期については、調整をし、専用栈橋の利用期限である令和4年3月末までに搬出を完了することを予定しているとともに、天候不順等による海上輸送の中止や遅れ等が生じた場合については、適宜、進捗状況等を踏まえた調整を行う。

○(座長) それでは、この資料に関しては、数量の算定とか、あるいは、搬出についての話があるので、松島先生、鈴木先生、両先生からまずコメントをいただければと思うが、いかがだろうか。

では、鈴木先生のほうからいただいてよろしいだろうか。

○（委員）これについては、「可能な限り混載を避け」となっているので、留意していただきたいのは、船に積み込んだときに、船の中で混載にならないようにということも、ここで見せていただきたいと思っている。

それから、1回あたりの積み量が砕石で700トン、コンクリート、金属類で500トンとなっている。利用する船舶として、この後出てくるが、総トン数で499トン型を使うと、積載量700トンというのは、だいたいフルに近い状態になる。また、コンクリート塊でも、積載量500トンとなると、499トン型では十分余裕があるが、199トン型あるいは299トン型を使うとフル状態になるということで、その1隻に対する積み高を十分注意しておいていただきたいと思っている。

コンクリート塊全体を見ると、7,600トンぐらいになるので、これを4ページに記載のように、搬出17回とすると、1回あたり440トンとなるので、十分だと思っている。

○（座長）松島先生、コメントがあればお願いします。

○（副座長）ほとんど言っていたが、コンクリート塊については、特に土とかいろいろなものと混ざったりして、汚くしないようにして、置き場とかそういうものを考えながらやっていただきたいというだけである。

○（座長）はい、分かった。それでは、各先生、いかがか。

○（委員）この表4、別紙1を見ると、令和4年1月の週に赤枠が2つ入っている。1週間で2回の運搬という意味だと理解しているが、これは、正月休みが入っているし、12月には暮れの休みが入る。そうすると、集積場の管理が必要になって、十分、集積場を管理しておかなければ不都合が生じる可能性があるので、注意しておいていただきたいと思う。

○（座長）事務局のほうから、今の両先生、それから鈴木先生がプラスで言われたような話について、コメントがあったらお願いします。

○（県）実際、工事に出てくる量を勘案しながら、今、両先生が言われたような、ほかの状況であるとか、そちらを見ながら調整を進め、でき得る限り3月末までに搬出できるように、調整を組んでいきたいと思う。

○（座長）これだけ搬出の回数が多くなったり、あるいは保管の状況をチェックしながらの解体工事という話になってくると、もう少しマニュアル的な資料が必要になってこ

ないか。

それから、現場での管理状況をどうやって監督し、どうやって対応していくのかという話も、もう少しまとめていただいたほうが、皆様のご理解が得られやすいのかなと思っているので、少し事務局のほうで考えていただけるか。

これで搬出計画的な内容だというふうには、ある部分はなっているのかもしれないが、少しブレークダウンさせたような作り方で、もう少し現場でどう対応していくのかというようなことも含めて、まとめたような資料を次回、撤去検討会のほうにお出しいただいて、それを見ていただくという形を取らせていただければと思う。

それから、全体のお話の中で注目されているのがアスベストの話で、量も多いということで記載されているが、フロンと蛍光灯の水銀の話がこっちにはまったく触れられていないのも、少し気になるところで。その分、少し付け加えていただいて、数量的にはそう大した量ではないので、表1とか、搬出計画の中に入れろとは言わないが、文章上では少し表現をきちんとさせておいていただいたほうがいいかなと思っている。その点を修正の中で触れさせていただければと思っている。

それから、これは質問だが、鈴木先生、積載量のコンクリート塊のほうが500トンで、碎石のほうが700トンというのは、コンクリート塊のほうが異形のものが多くてかさばるという感覚で理解してよろしいだろうか。

- （委員） もう一度、お願いします。
- （座長） コンクリート塊のほうは、1隻あたりの積載量500トン、それから、碎石のほうは700トンというのは、その理由を少し知りたいと思ってご質問したのだが。
- （委員） 特段、理由はない。分別したときに、あとの払出しするところの場所とか、そういうものも関連するので。
- （座長） そうすると、これは事務局に聞いたほうがよいだろうか。
- （県） 碎石は1隻あたり700トンでコンクリート類は500トンというのは、碎石は大きさ、形状とともに一定であるので。
- （座長） では、さっき私が質問と併せて言った内容と同じ。異形のものがあるってかさばるという話。
- （県） そういうことになる。

○（座長）分かった。どうせ修正するなら、そのへんのところも入れておいていただいたほうがいいかと思う。なぜ違うのかという理由の話を。搬出実績を勘案してということだから、実際に搬出したときに、積み込める量が、トン数は同じでも、かさが変わってくるということでこうなったという話をに入れておいていただけると。

よろしいだろうか。それでは、次の議題に行かせていただく。次が7番目で、今後の撤去等に関する基本計画の改訂ということである。

○（県）資料6がまだ。

○（座長）失礼。6番目、海上輸送マニュアル。どうぞ。

6. 第Ⅱ期工事等における施設の解体撤去物等の海上輸送マニュアルの作成（審議）【資料Ⅱ／6】

○（県）資料6は、第Ⅱ期工事等における施設の解体撤去物等の海上輸送マニュアルの案である。なお、本マニュアルについては、平成23年3月に第24回管理委員会で策定した「汚染土壌の海上輸送マニュアル」を参考に、鈴木先生のご指導をいただきながら策定したものとなる。

まず、第1では、本マニュアルについては、解体撤去物等の海上輸送の実施方法等を定めていること。第2では、「分別・払出し・処理委託マニュアル」に基づく解体撤去物等については、原則、豊島専用栈橋から海上輸送を行うものとする。それから、海上輸送は内航海運業法の登録を有する者により行うこと。第3では、解体撤去物等を栈橋から海上輸送した後、荷下ろし施設で払出し・処理委託先に引き渡すまでを本マニュアルの適用範囲とすることを定めている。

2ページ。第4については、輸送船への積み込みだが、1. 3ページ図1のとおり、積替え施設前に分別集積・一時保管した後、2. 運搬車両に積み込み、積替え施設に隣接されたトラックスケールで計量を行った後、3. 栈橋上に設置した積み込みヤードまで運搬し、飛散防止のため慎重にダンプアップを行う。輸送船がロールオン・ロールオフの場合は、運搬車両ごとの輸送や、輸送船上での荷下ろし等を決定する。4. 積み込みヤードまでは、時速10km以下の徐行運転とし、運搬車両は輸送船の栈橋接岸までは、図2のとおり連絡橋部で1台まで待機し、5. 積み込みは、輸送船のバケット付きクレーンにより行い、落下防止対策を施すとともに、作業開始前には荷役設備の点検も行う。6. 原則、強風時や雨天時の作業は行わないものとしているが、具体的には、解説の下側に書いているとおり、風速が毎秒8mを超えた場合や波高0.8mを超えた場合は作業を中断するとともに、大雨注意報発令時は作業を行わないものとし、作業中、雨音で話し声が良く聞き取れない状態となった場合は、天候が回復するまで中断する。

少し飛び、4ページ。第5の2では、安全管理基準として、(2)①にあるとおり、

離着岸中止基準を風速毎秒10m以上、波高0.8m以上、視程1,000m以下とし、
②輸送船の接岸速度は毎秒10cm以下とする。

5ページ、第6では、荷下ろし施設の岸壁においては、積込み時と同様に飛散及び落下の防止対策を施すこと。荷下ろし施設の管理者の定める規則等を遵守すること。また、第7では、工事等の受託者が作成した運航計画については、事前に関係者に周知するなど、情報の公開に努める。

なお、別紙に詳細を定めた「海上輸送に係る基準」を添付しているが、こちらも作成に当たっては、鈴木先生のご指導をいただいている。

【6から7は一括して議論】

7. 今後の豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関する基本計画の改訂（審議）【資料Ⅱ／7】

○（県）資料7の今後の豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関する基本計画の改訂である。こちらについては、今年3月の第9回検討会において、審議・了承をされているが、今回、海上輸送のマニュアル、先ほどご説明したマニュアルを策定することから、その部分を記載させていただいている。

具体的には、1ページ以降になるが、赤で示した部分になる。まず、1ページの右肩に9月26日の改訂、それから、3ページ中ほど、海上輸送を行う場合は、荷揚げ、荷下ろし時を含め、安全に配慮するという。こちらの記載の赤のところを示したマニュアルの6-2というのを記載させていただいている。

それから、5ページの次に別添という資料がある。こちらに右端のところを海上輸送マニュアル、今回策定するものを追加で記載させていただいている。

【6から7は一括して議論】

○（座長）それでは、鈴木先生、お願いします。

○（委員）まず、Ⅱ／6の資料は、一応、直島の場合をサンプルして、本件に当てはめている。ただ、ロールオン・ロールオフ船によると書かれているが、これは、直島に廃棄物を運ぶときに、ロールオン・ロールオフの方式で行ったので書いているが、今回は、たぶん、これらの受注者が分からないと不明だが、ガット船によるというふうになると思うので、ロールオン・ロールオフは、直島の例にならって書いているというふうに見ていただいたらいいかと思う。

全体については、香川県の廃棄物輸送、廃棄物処理についての全体像の中から、船による積込み、輸送、荷下ろしに対する管理とか情報について、入れさせていただいた。

それから、Ⅱ／6の別紙というのがあるが、その1ページ、輸送船の（2）、運搬船は牽引力150kN以下となっている。kNというので、すぐに皆さんは想像つきにくいと思うが、だいたい、総トン数499トン型で1,000馬力から1,400馬力ぐ

らいが標準になる。150 kN、ニュートンは力だから、運動量に直さないといけないわけだが、直には直らない。当然、船の形とか、速力とかの影響が出るが、一般的に考えたら、だいたい1,400馬力ぐらいかなというふうになるので、150 kNの力を持つ船ということで対応できると考えている。

あとの大きいところは特段ないが、着岸速度、あちこち飛んで申し訳ない。

- （座長）10 cm、はい。岸壁での。
- （委員）だいたい栈橋そのものの基準として、15 cmつくられている。ただ、10 cmというのはその3分の2になるので、ほぼ対応可能だと、十分対応可能だと考える。大きいところはだいたい以上だと思う。
- （座長）それでは、いかがだろうか。皆さんからご意見があれば。
積み込むほうはだいぶ気にはしていたところだが、荷下ろしの件で、この栈橋自体の耐久性等で、3ページ目の写真1のところ、車両待機場所というのがあって、これは、ここに搬送車両を待機させるというのは、栈橋の問題も含め、1台ずつ行かせるという意図があったのかなと思っている。荷下ろしの場合も、何か規定が必要なことはないのだろうか。少し、そのへんのところ。
- （委員）栈橋上での荷下ろしか。集積場から積み込んで、ここで荷下ろす。
- （座長）荷下ろしというのは、少し理解が、私が間違っているかもしれないが、例えば、建機類なんかも、この栈橋を使って運んでくる可能性があるのかなと思っている。その際に、ここに下ろしたりする、その場合の対応というのが、考えられるのかどうか。
- （委員）私が答えるか。県が答えるか。
- （座長）どうぞ、鈴木先生からまずお答えいただけるか。
- （委員）栈橋上で下ろすのは、静かにダンプアップして下ろすということになる。そのときには、当然、下には補強材を入れるということになる。
- （座長）荷下ろしの重量の制限とか、そういうのは何か規定しておく必要はないか。栈橋自体の。
- （委員）直島に運んだ時を参考にさせていただいたらいいと思う。

- （座長）そうか。栈橋自体の荷下ろしというのは、どんなものを想定されているのかというのをまず少し聞かせてもらえるか。
- （県）この第6に書いている輸送船からの荷下ろしについては、豊島栈橋から運び込んで、例えば処理先の港での荷下ろしのことを規定しており、永田先生からご指摘があったのは、例えば重機類を豊島栈橋まで運んで、そこの荷下ろしという意味か。
- （座長）ええ。
- （県）それについては、こちらの海上輸送マニュアルには、今のところ、規定はしていない状態である。
- （座長）いや、それがいいのか、ないのか。外部から解体工事用の資材等が持ち込まれる可能性もあるのかなと思っていて。
- （県）これまでも重機をこの栈橋を使って海上から輸送してきたことがあるので、その事例に基づき、適切に。
- （座長）では、それを記載するように。
- （県）はい。
- （座長）だから、この輸送船からの荷下ろしというのが、少し誤解を与える標題なのかもしれない。輸送先での荷下ろしと。
- （県）ここは、ご質問の荷下ろしではなかった。
- （座長）基本的に、ここの栈橋を使う話かなというふうに思っていたものだから、ここの栈橋で荷下ろしする場合も想定されるし、実際にもきっとそういうことが起こるのだらうと思っているので、その際の状況を、少し鈴木先生、申し訳ないが、県のほうから相談させるので。
- （委員）分かった。解体に使う重機の荷下ろしという意味か。
- （座長）そうである。

○（委員）分かった。

○（座長）それをこのマニュアルの中に加えていただくということで、修正に若干時間を取らせていただいたうえで、また皆さんのほうにお送りして、承認の手続きを取らせていただければと思う。

それから、基本計画書の改訂のほうは、このマニュアルが整備されたことに伴っての改訂なので、大きな内容ではない。いかがだろうか。

よろしければ、次のその他の事項で、コロナ対応の話である。

8. その他

(1) 豊島廃棄物等処理施設撤去等事業における新型コロナウイルス陽性者の発生に伴う対応（報告）【資料Ⅱ/8（1）】

○（県）新型コロナウイルス陽性者の発生に伴う対応についてご説明させていただく。

1. 概要について、豊島処分地で業務に当たっていた作業員3名について、PCR検査で新型コロナウイルス感染症の陽性が確認されたため、「豊島廃棄物等処理施設撤去等事業における新型コロナウイルス感染症の拡大防止ならびに感染者発生時の対応」に基づき対応し、結果として、8月27日から9月9日までの14日間、処分地内の全ての作業を停止することとなったものである。

2. 感染者の状況については、3名だが、表1のとおりとなっている。

次に裏の2ページになるが、3. 県の対応等について、経緯としては、業務に当たっていた作業員の1人について、8月26日に、新型コロナウイルスの陽性者が発生したとの連絡が、業者より県にあった。

そこで、県としては、コロナ対応マニュアルに基づき、保健所の疫学調査において濃厚接触者またはその他の接触者と判断された作業員等に対し、PCR検査を実施させ、安全を確認したうえで作業を順次再開することとしていた。

しかしながら、今回の事案が初めてであったことから、保健所の疫学調査により、どこまでの範囲の人が濃厚接触者等と判断されるか分からなかったことや、その調査の結果が判明するまでどれぐらいの時間がかかるか不明であったことから、県としては、一旦、感染者と同時期に処分地で業務に当たっていた全ての作業員等に対し、PCR検査を実施させるとともに、保健所の疫学調査の終了まで処分地内の作業を中止したところである。

これにより、結果として8月27日から処分地内の全ての作業を停止し、PCR検査の結果、感染者3名を除く作業員30名及び県職員4名の陰性が確認されたことから、9月10日から処分地での作業を再開したものである。

再開にあたっては、改めて各事業者に対しコロナ対応マニュアルを周知徹底すると

ともに、処分地における感染防止の取組みの実施状況について、県による確認を実施して9月10日から作業を再開している。

さらに、9月15日に、処分地内の感染拡大防止策の実施状況について、健康管理委員会の須那委員長に現地まで来ていただき、ご確認いただいた。その結果、須那委員長からは、基本的な対策はできているため、その点は継続すること。ただ、注意点というか、今後については、休憩中等、作業員等が密になる可能性のある場面は、より注意して対策を行うこと等について、現場でご指導をいただいた。

4. 今後の予定については、作業員の新型コロナウイルス感染症の感染が初めて確認されたことにより、今回は処分地内の全ての作業を停止することとなったが、今後については、先ほど来、撤去の作業をたくさん検討していただいているが、複数の業者による工事等が並行して処分地で作業をすることになるため、感染が確認された場合においても、そういった複数の作業があるので、他の工程への影響を抑制する必要があると考えている。

そのため、須那委員長のご意見も踏まえながら、処分地内の各業者をグループ分けして、グループ間の接触を可能な限り少なくすることで、作業の停止をグループ内に留めるような体制の運用について、今後検討したいと考えている。

今後、コロナ対応マニュアルの見直しについては、健康管理委員会及びフォローアップ委員会に諮るとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策の、より一層の徹底を図りたいと考えている。

- （座長） それでは、須那先生、コメントをいただければと思う。

- （委員） やはりコロナの問題は、今後もウィズコロナの時代にもう入っていくかもしれないが、問題は消えるわけではないので、処分地内でのまん延防止対策として、県の事務局のほうから説明いただいたとおり、いろんな作業グループが入ってくると思うのだが、そのグループが直接接触しないような、距離を置いて作業をするような作業工程を考えて組んでいただくというのが、まん延防止対策として有効なのではないかと私も思っている。

- （座長） 今の須那先生のお話にもあるような対応は、4の今後の予定のところには記載されていると思うが、事務局のほうで、実際にかかなりのグループが入って工事し出すのは12月か11月の終わりぐらいかなと想定されると思うが、それまでの間に、ここでマニュアルの見直しを行って、基本的に、健康管理委員会のほうで定めていただくのが原則で、フォローアップ委員会のほうは報告するという事になっているが、その内容をご報告させていただきながら、何かコメントがあったら、そこでまたご指摘いただければ考えるわけである。

そういう意味では、11月ぐらいには健康管理委員会を開いていただいて、マニュアルの見直しを図っていただくというような工程になるのかなと想像しているが、事務局のほうは、何かコメントはあるか。

- （県）コロナの対応マニュアルは、今回の陽性者の発生を踏まえて、やはり見直す必要があると思っているので、健康管理委員会の須那委員長をはじめ、委員の皆様方のご意見も聞いて策定して、それをまたフォローアップでご報告させていただくと。
- （座長）いや、それは、内容はここに書かれたとおりで、時期がどうかと申し上げている。時期がいつごろになるのかという話、その見直しをお願いする。見直しを行う時期はいつか。
- （県）11月に。次回のフォローアップ委員会では、その結果を。
- （座長）フォローアップ委員会は、基本的には健康管理委員会から受けたというか、健康管理委員会で定められたマニュアルを、ご意見は頂戴するが、報告に近い格好で対応していくのかなと思っているから。
- （県）健康管理委員会も11月頃には開きたい。
- （座長）頃にはというか、もう少しきちんとこのあたりの工程を考えるように。それから、内容的に、例えば、グループごとでどう対応していくのかというような内容も、須那先生とよく相談して、詰めていっていただきたいと思っているので、よろしく願います。
- （県）そのとおり進めさせていただきたいと思う。
- （座長）いかがか。少しここであまりはっきりした形で書かれていないのだが、保健所の疫学調査の内容は、どんな結果になったのか。
- （県）こちらで報告させていただいたとおり、疫学調査で2例目が陽性ということで、あと、先ほどご報告させていただいたように、疫学調査でもほかの人は陰性ということが確認されている。
- （座長）PCR検査はそちらが独自にやられたのかなと思うし。少しその疫学調査の終了がいつで、どのぐらいの範囲を濃厚接触者として断定されるか分からないという書

きっぷりがここの中にある。その結論的なところがはっきりしないなと思っていて。

- （県）疫学調査で濃厚接触者やその他の接触者と認定されたのは数名程度で、多くは、今回、自主的にPCR検査を行っていただいた。
- （座長）そのときに、濃厚接触者、あるいはその他接触者という枠組みに入ったのは、どんな条件の人だったかというのは分かるのか。
- （県）保健所から聞いているのは、高松で、船に乗る前に、車に同乗して港まで行っていた人が、車内でマスクはしていたということだが、長時間同一の空間でおられたということで、濃厚接触者と判断された。2例目の方は、そういった形で疫学調査で陽性ということになった。
- （座長）その中から、2例目の方が出たという話か。
- （県）そうである。
- （座長）少し、そのへんの事情をまとめた資料をつくってみてくれないか。
- （県）分かった。
- （座長）そのへんの話は、これに付けるとは言わないが、健康管理委員会などで報告されるときに活用するように。
- （県）承知した。
- （委員）コロナ対策で県の職員、現場へ行く職員のワクチンの状況はどういう対応になっているのか。
- （県）県職員も、各地元の市町のワクチン接種のスケジュールに則って接種しており、県内でも2回目が終わったのが半分以上になっている。
- （座長）いや、そういうことを聞いているのではないと思う。これで同行する人は、ワクチン接種をちゃんと受けていることとか、何か規定があるのかどうかという話だと思う。

- （県）そこまでの規定はなかった。
- （座長）それも、高月先生、きちんと対応しておいたほうがいいと。
- （委員）ええ、まあ、せっかくの機会なので、やっていただいたほうが。
- （座長）須那先生、よろしいか。少しそういうお願いもあるということで。
- （委員）これは少し個人的な問題も入ってくるので、そこまで規定というのは。健康管理委員会ですらうなことは、少し難しいところで。
- （座長）少し検討だけ、していただけないか。まん延防止対策上も、やはり同行される方、また県に帰られて、その県の中での仕事もされるだろうし、いろいろあるかと思うので、少しやっぱり。
- （委員）そのあたりは、それぞれの職場での感染防止対策マニュアルというのが厚生労働省と産業衛生学会から出されており、その中では、職場内でのそういう防止対策というのは、基準があるのだが。もちろん通勤中についても、マスク着用とか、密を避けるというようなことはマニュアルでも示されているわけだが、それを改めて、職場で、安全衛生委員会で個人に呼び掛けるという、啓発をするということぐらいになろうかと思うのだが、いかがか、ここは。
- （座長）少し意図が違うと思う。現場に作業の方と行かれて、作業の相対での対応とか、いろいろ生じる可能性がある。県の職員の方は。その行かれる方、その方がどういうワクチン対策をしているのかという規定というか、ルールで、そのときに、ワクチンを打った方に可能な限り行ってもらいたいとか、そういう話に近いのかなと思っているのだが、違うか。万全なというか、できる限りのまん延防止対策を取るのだったら、何か。
- （委員）それは個人に、個人的に啓発をするという。
- （座長）個人の話とは別だと思う。この作業の中で対応していく話だから、その中でのルール化という形は、個人別の話とはまた少し違うのではないかと思うので。
これ以上の議論は避けるが、できるだけ、今の話題を少し健康管理委員会のほうでも出していただきながら、そういうことが可能であれば、お願いしたいと思っているが、よろしいか。

- （委員） はい、分かった。
- （座長） 高月先生、よろしいか。
- （委員） ぜひ、この機会に検討いただければと思う。
- （座長） 分かった。
それでは、よろしいか。以上で一応、今回ご審議いただく内容は全て終了ということになるが、全体にわたって何かご意見、ご質問等があれば、お願いしたいと思う。いかがか。
須那先生は、今、ご質問はあるか。大丈夫か。
- （委員） はい。
- （座長） よろしいか。それから、もう1点、その他事項になるのかもしれないが、次回の検討会は、当初、事務局のほうでは、2月か3月頃を予定されていた。ただ、もう少し前倒しで検討しておかなければいけない項目もあるということで。
- （県） 永田座長、資料1になるが、今、我々として予定しているのは、11月、こちらに仮置きだが、ここで開催したいと考えている。
- （座長） よろしいか。11月予定をお願いしておきたいと。もうすぐなので、日程調整にかからせていただきたいと思っている。よろしく願います。
それでは、議事のほうは終了させていただく。
- （座長） 最後にまた傍聴人の方からご意見を頂戴したいと思う。豊島住民代表者の方、どうぞ。

V 傍聴人の意見

<豊島住民会議>

- （豊島住民会議） 3点あり、1つは、資料3の（2-1）の2ページで、高月先生が質問されたことと同じだが、4行目に事前調査の結果、アスベストが下地材に含まれていると分かったと書いてあるので、その事前調査の結果というのは、開示されないのかどうかという。

- （座長）いや、それはここの中に盛り込むようにする。
- （豊島住民会議）はい。それと住民への周知というか、大気汚染防止法で、今、解体工事のときには入口に看板を立てて、アスベストの調査の結果とか何とか書かないといけなくなっているの、それはどこに立てられるのかと。現場の場合。少しそのへんはご説明願いたいというのが1点である。
- （座長）分かった。
- （豊島住民会議）情報開示の話で、自動計測をしている雨量計は、豊島ではやっぱり一番現場の数字が参考になるので、できれば最後まで残していただきたいというのが2つ目である。
3つ目は、資料4（1）の最後の土堰堤の安定性の円弧すべりの図があったのだが、一応、代表的な所と書かれているが、東西の一番両端の所は、二重の矢板になっている。土堰堤が崩れないようにということで、その部分、370mのうちの120mぐらいに相当するので、そこについての安定性も一応示していただいたほうがいいのではないかと思った。合計3点。
- （座長）まずアスベストの件に関しては、調査結果とか調査手法とかというような細かい、それだけを独立した資料という形ではなく、それを少しかみ砕いた形の内容をこの資料の中に盛り込んでいこうと考えている。それが1点目。
2点目の情報開示の中で、今、豊島で計測している雨量計の話だが、これは確か地下水対策のほうでも必要になってくるのかなという気がするの、少し県のほうから答えてもらうが、できるだけ残す方向で考えていったほうがいいだろうと私も認識している。
それから、3番目の安定性の問題だが、東西両端の部分の話、これを抜き出して、こちらの部分についてもという。それから、代表性という話があったが、あれは、最大限の所が1m以上になるようにというふう書き換えるが、東西部分については、また別途検討が必要だろうということで、これについては松島先生からもコメントいただければと思っている。
まず、情報の雨量計の話。県のほうはどうか。
- （県）雨量計のお話だが、香川県が設置している雨量計が、豊島の唐櫃地区にはなるのだが、そちらのほうにあるので、一定、その数値がモニタリングされているので、そちらのほうで対応できるのではないかと、県のほうでは考えている。

- （座長）現場と唐櫃の雨量計のデータのクロスチェックみたいなことはやったことがあるか。
- （豊島住民会議）やっていない。
- （県）そこまで確認はやっていない。
- （座長）それはチェックをお願いします。
- （県）承知した。
- （座長）もう1つ、中杉先生の地下水検討会、今日の午後にあるのだろう。
- （県）はい。ある。
- （座長）そこでも少し今の話を話題にしていただけるか。
- （県）分かった。
- （座長）それから、次、安定性の話で、松島先生、どうぞ。
- （副座長）二重になっている所は、安定検査もするのだが、海側にある止水壁をまず取って、外側にあり、安定しているので、しばらく置いて、安定するのを見てから抜けば、まず間違いなく大丈夫だと思っている。
しかし、一応検討する。
- （座長）はい。では、その旨、またさっきの資料の中に盛り込んでいただくという方向でよろしいか。少し修正には時間がかかるかもしれないが、それで対応させていただく。
- （県）はい。東側、西側の両端のほうでも、再度これと同じような形で関係性を明らかにしていきたいと思う。
- （座長）それから、工程の手順が関係してくるようなお話を、今、松島先生からもいただいたので、そのへんも記載していただきながら。

- （県）承知した。
- （座長）ということで、中地さん、どうだろう。
- （豊島住民会議）1点だけ、そのアスベストの解体工事の掲示板をどこに出すのかというのとは。
- （座長）あ、そうか。どうぞ、香川県。
- （県）工事する前になろうかと思うので、もう一度、適切な箇所を考えたいと思う。
- （座長）適切な箇所というか、これは、外部の方にそれを表示するという前提になっているのだから。
- （県）見える所で。
- （座長）見える所というか、あの中に入ってくる人たちというのは、了解を得ないと入れないわけだろう。
- （豊島住民会議）そうである。
- （県）そうなる。
- （座長）だから、少しそれが、そういう了解を得られない人たちも分かるような所に出さなければいけないというのが前提なのではないか。
例えば、あそこにゲートみたいなものがあった。
- （豊島住民会議）普通は敷地境界なので、ゲートの所だと思うが。
- （座長）そう。
- （県）実際、工事を行うときに、ゲートでも掲示するという形でやっていきたいと思う。
- （座長）ゲートでもというのは、どういう意味か。
- （県）あと、高度排水処理施設の、ここでやっているという。

- （座長）施設の。
- （県）そうである。
- （座長）作業者の方にもちゃんと安全の問題でお示しておいたほうがいいだろうと。
それでは、よろしいか、中地さん。
- （豊島住民会議）はい、結構である。
- （座長）ということで、以上で今日の検討会は終了とさせていただきますが、何か委員の先生方からご意見等あるか。よろしいか。

VI 閉会

- （座長）それでは、長時間にわたり、貴重なご意見をいただき、ありがとう。修正にかける資料があるので、若干、時間的には余裕を見させていただきたいと思っている。
ということで、1週間か、あるいは少しそれよりも先になるかもしれない。また、これでいいかというお尋ねをするので、よろしく対応のほどお願いします。
それでは、これで検討会は終了とさせていただきます。

以上の議事を明らかにするため、本議事録を作成し、議事録署名人が署名押印する。

令和 年 月 日

議事録署名人

委員

委員